

国際大学における研究費の適正管理に関する規程

制定 2015年3月30日

改正 2017年3月29日

改正 2022年12月1日

(目的)

第1条 この規程は、国際大学研究者行動規範(2015年3月30日理事会承認)に基づき、国際大学(以下「本学」という。)における研究費の取扱いに関し必要な措置を講ずることにより、当該研究費に係る適正な管理・運営を図り、さらに不正防止の施策を推進し、もって本学における研究活動の発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究費 文部科学省科学研究費補助金等国、地方公共団体等から交付される公的研究資金、受託研究等の学外からの研究資金及び学内研究資金をいう。
- (2) 研究者 研究費を使用して本学において研究活動を行う者をいう。
- (3) 職員 研究費の管理・運営にかかわる業務を行う専任職員、嘱託職員、派遣職員等をいう。
- (4) 不正 故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。
- (5) 部局 国際関係学研究科、国際経営学研究科、グローバルコミュニケーションセンター、言語教育研究センター及び国際大学研究所をいう。
- (6) 配分機関 文部科学省、日本学術振興会等の研究費の資金配分機関をいう。
- (7) コンプライアンス教育 不正を事前に防止するために、本学の研究者・職員に対し、自身を取り扱う研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。
- (8) 啓発活動 不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、本学が研究者・職員に対し全体に行き渡るよう実施する諸活動をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者及び職員(以下「研究者等」という。)は、研究活動が社会から負託された公共的・公益的な知的生産活動であることの重要性を認識し、関係法令のほか、本学諸規程等を遵守するとともに、第7条第3項の規定による機関管理責任者が行うモニタリングに積極的に協力し、研究費の適正な管理・運営及び公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

(研究費の使用)

第4条 研究者等は、本学諸規程並びに研究費使用ハンドブック及び研究費ごとに定められている手続等に基づき、研究費を使用しなければならない。

2 研究活動の遂行に伴う物品等の調達については別に定める。

3 研究者等は、研究の遂行にあたって、「国際大学研究者行動規範」並びに前条の研究者等の責務に基づいた誓約書を提出するものとする。

(最高管理責任者)

第5条 本学全体の研究活動を統括し、研究費の管理・運営について総括的責任及び権限を有する者として最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、次のアからエに掲げる事項を行うものとする。

ア 最高管理責任者は研究費の不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

イ 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

ウ 基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

エ 様々な啓発活動を定期的に行い、本学の研究者、職員等の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長が兼務する。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 本学の各部局における研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、第2条第5号の部局の長（国際関係学研究科長、国際経営学研究科長、グローバルコミュニケーションセンター所長、言語教育研究センター長、国際大学研究所長）をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、次のアからイに掲げる事項を行うものとする。

ア 自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、部局内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプラ

イアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 自己の管理監督又は指導する部局において、定期的に啓発活動を実施する。

エ 自己の管理監督又は指導する部局において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公表)

第7条の2 第5条、第6条、第7条の責任者の職名は、これを公表するものとする。

(監事の役割)

第7条の3 学校法人国際大学監事(以下「監事」という)は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について法人全体の観点から確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

(ルール of 明確化・統一化)

第12条 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から見直しを行うものとする。

2 機関としてルールの統一を図る。

3 ルールの全体像を体系化し、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。

4 研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

(職務権限の明確化)

第13条 研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。

2 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。

3 各段階の関係者の職務権限を明確化する。

4 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。

(不正防止計画・研究費不正防止推進室)

第14条 大学全体の観点から不正防止の推進を担当する研究費不正防止計画推進室を置き、以下に掲げる者により構成される。

- (1) 事務局長
- (2) グローバルコミュニケーションセンター事務局長
- (3) 学長戦略室長
- (4) 総務室長
- (5) 教務事務室長
- (6) その他必要と認められる者 若干名

2 研究費不正防止推進室は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定し、実施状況を確認する。

3 研究費不正防止推進室は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

4 研究費不正防止推進室は、内部監査室と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、大学全体の状況を体系的に整理し評価する。

5 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び研究費不正防止推進室は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

6 不正防止計画の策定に当たっては、上記により把握した不正発生要因に対応する不正防止策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因の把握に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

7 上記の不正発生要因及び対応する不正防止策は別記Ⅰのとおりとする。

(予算執行状況の把握)

第15条 事務局は適正な予算執行のため、予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。

2 予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

(物品・役務の発注及び検収)

第16条 事務局は発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。

2 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を別記Ⅱのとおり定め、本学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

3 発注・検収業務については、原則として、事務局が実施することとし、当事者以外によるチ

ェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。

4 ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、権限と責任についてあらかじめ理解を得る。

5 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを別記Ⅲのとおり定め運用する。

6 換金性の高い物品については、適切に管理するための基準を別記Ⅳのとおり定める。

7 上記の発注・検収等に係る詳細及びその他の事項については、「国際大学研究関係の調達に関する取扱要領」に定める。

(雇用・出張の管理)

第17条 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務局が実施する。

2 研究者の出張計画の実行状況等を事務局で把握・確認できる体制とする。

(モニタリング・監査)

第18条 研究費の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。

2 内部監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化する。

3 内部監査室は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどのチェックを一定数実施する。また、研究費の管理体制の不備の検証も行う。

4 内部監査室は、上記に加え、研究費不正防止推進部署との連携を強化し、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

5 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者(公認会計士や監査業務経験者等)を活用して内部監査の質の向上を図る。

6 内部監査室と監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるよう、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

7 本学は、研究費管理監査体制について文部科学省が実施するモニタリング・調査について協力する。

8 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

(相談・通報受付窓口)

第19条 不正に関する学内外からの相談・通報及び告発(以下「通報等」という。)に対応するために、内部監査室に受付窓口を設置する。

(通報等の受付)

第20条 通報等の受付は、電話、文書、ファクシミリ、電子メール又は面談等の方法によるものとする。

2 受付窓口において通報等を受けた者は、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 受付窓口に通報等を行った者(以下「通報者」という。)の氏名、所属(職業)及び連絡先
(2) 不正を行った(又は不正のおそれがある)とする研究者の氏名又は団体、グループ等の名称(以下「被通報者」という。)

(3) 不正の具体的な内容及び当該行為を不正とする合理的理由等

3 前項各号に規定する事項が確認できない通報等は、原則として受理しないものとする。ただし、受付窓口において匿名で通報等を行うことに妥当性があると認められた場合は、この限りでない。

4 受付窓口において通報等を受理した場合には、内部監査室長は、速やかに学長に報告しなければならない。

5 前項及び次条以降において、特別な事情がある場合には、学長を理事長と読み替える。

(悪意に基づく通報等の防止)

第21条 受付窓口において通報等を受けた者は、悪意に基づく虚偽の通報等を防止するため、通報者に対し、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 前条第2項各号に掲げる事項を確認できない通報等については受理しないこと。

(2) 通報者に対し、調査協力を求める場合があること。

(3) 調査の結果、悪意に基づく虚偽の通報等であると認められた場合には、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等を行うことがあること。

(予備調査)

第22条 学長は、第13条第4項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項について速やかに予備調査を実施するものとする。

(1) 不正が行われた可能性

(2) 通報等の内容の妥当性

(3) 本調査の実施の必要性

(4) その他必要と認める事項

2 学長は、原則として被通報者の所属長を、前項の規定による予備調査の実施にかかわる責任者(以下「予備調査責任者」という。)として指名する。

3 予備調査責任者は、予備調査の実施に当たって、通報者、被通報者その他関係者に対し、協力を求めることができる。

4 前項の規定により協力を求められた通報者等は、予備調査の実施に当って、積極的かつ誠実に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

5 予備調査責任者は、予備調査の開始日から、原則として30日以内に当該調査結果を学長に報告しなければならない。

6 当該通報等が、競争的資金等の配分機関（以下「配分機関」という。）に係る研究活動の場合、学長は、通報等の受理から原則として30日以内に、当該調査の要否を当該配分機関に報告し、協議しなければならない。

（予備調査後の措置）

第23条 学長は、前条第5項の規定による予備調査の結果等に基づき、速やかに当該通報等について本調査を実施するか否かを決定する。

2 学長は、前項の規定により、本調査の実施を決定したときは、速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、理事長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の規定により、本調査を実施しないことを決定したときは、理由を付して通報者及び被通報者（被通報者については前条第3項の規定により調査協力を求めた場合に限る。）に通知しなければならない。

4 学長は、予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づく虚偽の通報等であると判断したときは、その内容について当該通報者のほか、通報者の所属長又は通報者の所属機関の長に通知するとともに、当該通報者に対し、必要な措置を講じるものとする。

5 学長は、第3項及び前項の規定により通知を受けた通報者から、当該調査結果について不服の申立てがあったときは、必要に応じて、予備調査責任者に再調査を求めることができる。

（調査委員会）

第24条 学長は、前条第1項の規定により本調査の実施を決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------|------|
| (1) 本規程に定める研究費統括管理責任者 | 1名 |
| (2) 研究科長、言語教育研究センター長、研究所長、グローバル・コミュニケーション・センター所長または事務局管理職員のうちから学長が指名する者 | 1名 |
| (3) 学長が指名する専任教職員 | 2名以内 |
| (4) 学外の有識者から学長が指名する者 | 1名以上 |

3 通報者及び被通報者と直接利害関係を有する者は、委員となることができない。

4 調査委員会に委員長1名を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した順位により、他の委員がその職務を代行する。

7 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

(本調査の実施)

第25条 調査委員会は、通報者、被通報者その他関係者からの事情聴取等に基づき、被通報者にかかわる研究活動の不正行為の有無及び不正の内容、関与の程度、不正使用の相当額等について調査及び認定を行う。

2 調査委員会は、本調査の実施に当たって、通報者、被通報者その他関係者に対し、関係資料の提出等必要な協力を求めることができる。

3 前項の規定により協力を求められた通報者等は、本調査の実施に当たって、積極的かつ誠実に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

4 調査委員会は、証拠となる関係資料等を保全するとともに、被通報者に対し、当該調査にかかわる関係者との接触の禁止、保全を必要とする場所への立入禁止等必要な措置を求めることができる。

5 調査委員会は、前項の措置を求める場合には、被通報者以外の研究者の研究活動及び本学の管理運営にかかわる業務に支障を来さないよう配慮しなければならない。

6 当該通報等が、配分機関に係る研究活動の場合、学長は、本調査の実施に際し、調査方針、調査方法等について当該配分機関に報告し、協議しなければならない。

(本調査における一時的措置)

第26条 学長は、被通報者に対し、本調査の実施決定日から調査委員会による調査結果の報告を受けるまでの間、通報等のあった研究にかかわる研究費の支出を停止することができる。

2 学長は、本調査の結果、研究活動の不正行為が行われなかったと判断したときは、前項の規定による研究費の支出停止措置を直ちに解除するものとする。

(弁明)

第27条 調査委員会は、本調査の実施に当たって、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、通報等が悪意に基づく虚偽の通報等に該当するか否かの認定に当たって、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告・通知)

第28条 委員長は、本調査の終了後、当該調査結果の報告書を作成し、直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告書を提出されたときは、理事会にこれを報告するとともに、当該調査結果を通報者及び被通報者に通知しなければならない。

3 本調査の当該事案が、配分機関に係る研究活動の場合、学長は、通報等を受理した日から原則として210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者がかかわる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提

出しなければならない。また、調査過程で一部でも不正行為が確認された場合は、調査の過程であっても速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

4 学長は、配分機関から当該配分機関が配分する競争的資金等の不正使用に係る調査の経過について報告を求められたときは、当該調査の進捗状況報告を配分機関に提出するものとする。

5 学長は、配分機関から要求があるときは、当該配分機関が配分する競争的資金等について、当該競争的資金等の不正使用に係る調査に関する資料を提出又は閲覧及び現地調査に応じなければならない。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(不服申立て)

第29条 調査委員会が認定した調査結果について不服がある場合には、通報者又は被通報者は、前条第2項の規定による通知を受けた日から14日以内に、学長に対し、不服申立てをすることができる。

2 学長は、前項の申立てがあったときは、当該申立ての内容を精査し、必要に応じて、調査委員会に対し、再調査を命じるものとする。

3 前条の規定は、前項の再調査について準用する。

(不正行為の公表・処分)

第30条 学長は、本調査の結果に基づき、不正が行われたと判断したときは、これを公表するとともに、国際大学運営委員会規程、学校法人国際大学就業規則等校規に基づき必要な手続を経た上で、理事会に対し必要な処分を申請するものとする。

(是正措置)

第31条 学長は、本調査の結果に基づき、不正が行われたと判断したときは、速やかに再発防止のために必要な是正措置を講じなければならない。

(通報者等の保護)

第32条 本学の構成員は、通報が悪意に基づく虚偽の通報等であると認定した場合を除き、通報者に対し、通報等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学の構成員は、被通報者に対し、当該通報等にかかわる事項以外のことについて、不利益な取扱いをしてはならない。

3 本学の構成員は、予備調査、本調査等への協力をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第33条 通報又は調査等に関与した者は、正当な理由のない限り、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(体制図)

第34条 この規程に関する体制図を別記Vのとおり定める。

(事務)

第35条 この規程に関する事務は、教務事務室が行い、総務室が補助するものとする。

附 則

この規程は、2015年3月30日から施行する。

附 則

1 この規程は、2017年3月29日から施行する。

(通報等の受付・調査に関する条項の追加等による改正)

2 本改正及び「国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程」の制定に伴い、「研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程」(2015年3月30日制定)は廃止する。

附 則

1 この規程は、2022年12月1日から施行する。

(研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正に伴う条文等の見直し及び別記の追加による変更)

2 この規程の改正に伴い、「国際大学における研究費等の運営・管理体制」(2015年3月30日制定)並びに「国際大学における「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」に基づく研究体制(研究者行動規範及び関連規程)概念図」(2015年3月30日制定)は廃止する。

別記Ⅰ 研究費の取扱にかかわる不正の発生要因

不正の発生要因	防止施策
不正に当たる行為についての研究者の理解不足等によって、ルールの誤解や拡大解釈等が生じ、不正行為が発生するリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明確な使用ルールの作成 ・ 使用ルールの周知 ・ 研究倫理教育の実施
不正行為に対する重大性についての認識不足によって研究者が不正行為を行ってしまうリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究倫理教育の実施・受講管理 ・ 誓約書の提出
具体的な不正防止対策の不足によって、関係者の不正防止に対する日常的な意識づけや、牽制効果が発揮されないことで、不正が発生するリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的な不正防止計画の策定・周知・実施
内部監査の不足によって、関係者の不正防止に対する日常的な意識づけや、牽制効果が発揮されないことで、不正が発生するリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査計画の策定・周知・実施

別記Ⅱ 不正な取引に関与した業者への処分方針

1. 処分の方針

不正な取引に関与した業者への処分は、以下の事項を勘案し、最高管理責任者が決定する。

1) 業者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した場合の措置

業者が研究者に持ちかけて行われる研究費等の不正使用、研究設備等の競争入札において行われる入札妨害又は談合等、業者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導した事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、行われた事象の程度、組織としての関与の度合いを勘案し、1年以上の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

2) 本学の研究者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、業者が従たる当事者である場合の措置

研究者が業者に発注の見返りに反対給付を要求するなど、研究者が主たる当事者として意図的に研究費の不正使用を主導し、業者がそれに加担した等の事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、その内容に応じ、1年以下の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

2. 方針の周知

100万円以上の物件調達の際に見積り合わせを行う業者に対し、方針を周知する。

3. 業者に提出を求める誓約書等について
前項の業者に対し、誓約書等を求める。

別記Ⅲ 特殊な役務の検収

1. 請負額が100万円以上のデータベース・プログラム・デジタルコンテンツの作成については、発注者以外の知識を有する者（情報部門職員等）が以下の書類の整合性の確認をもって検収を行う。
 - (1) 契約書
 - (2) 成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類
2. 機器の保守・点検
検収担当者が立会いにより現場確認を行う。

別記Ⅳ 換金性の高い物品の管理に関する基準

1. 管理対象となる物品を1個もしくは1組が10万円（消費税込）未満の以下のデジタル機器等とする。固定資産の対象となる10万円以上の備品の管理については別に定める。
PC、タブレット型コンピュータ、ディスプレイ、プリンター（複合機含む）、デジタルカメラ、プロジェクター、ビデオカメラ、DVDプレイヤー、DVDレコーダー等
2. 管理対象となる公的研究費は以下のとおりとする。
 - (1) 科学研究費助成事業
 - (2) 省庁、省庁所轄の独立行政法人の受託研究費
 - (3) 上記に定めるもののほか、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究資金
3. 購入した物品の管理については、物品を購入した研究者が行うものとする。
4. 管理方法は以下のとおりとする。
 - (1) 部門長の承諾を得た購入承諾書(Purchase Approval Form)を事務局に提出のうえで購入する。
 - (2) 定期的に内部監査室が物品の確認を行う。この際転売リスクを考慮し、直近2年間で購入した物品を重点的に確認するものとする。
5. 現物確認ができない場合、管理者に説明を求め、不適切な管理が判明した場合には、最高管理責任者に報告する。

国際大学における研究費の適正管理体制図

